

○芽室町議会改革諮問会議設置条例

平成25年条例第29号

(設置)

第1条 芽室町議会基本条例（平成25年芽室町条例第27号）第20条の規定に基づく附属機関として、芽室町議会改革諮問会議（以下「諮問会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関しては、この条例の定めるところによる。

(所掌事項)

第2条 諮問会議は、次に掲げる事項について、議会の諮問に応じたの調査及び審議並びに議会に意見を申し出ることができる。

- (1) 議会改革及び活性化に関する事項
- (2) 基本条例の見直しに関する事項
- (3) 議員定数・歳費に関する事項
- (4) その他に関する事項

(組織)

第3条 諮問会議は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験を有する者その他議長が必要と認める者のうちから、議長が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 諮問会議に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第6条 諮問会議は、会長が召集し、その議事をつかさどる。

- 2 諮問会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 諮問会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 諮問会議が必要であると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務)

第7条 諮問会議の事務は、議会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、諮問会議の運営その他諮問会議に関して必要な事項は、会長が諮問会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。